

臨時会提出予定案件資料

予定議案	ページ
1 令和5年第3回市議会臨時会提出予定議案 -----	1
予算関係	
2 令和5(2023)年度各会計補正予算総括表 -----	2
3 令和5(2023)年度一般会計補正予算の内訳 -----	3
4 令和5(2023)年度一般会計補正予算の内容 -----	3
報告関係	
5 弾力条項適用の報告について (令和5(2023)年度函館市自転車競走事業特別会計) ----	4
6 専決処分の報告について(訴えの提起について) -----	5

1 令和5年第3回市議会臨時会提出予定議案

(議案)

- 1 令和5(2023)年度函館市一般会計補正予算 【財務部ほか】

(報告)

- 1 弾力条項適用の報告について(令和5(2023)年度函館市自転車競走事業特別会計) 【競輪事業部】
- 2 専決処分の報告について(訴えの提起について) 【子ども未来部】

2 令和5(2023)年度各会計補正予算 総括表

(単位：千円)

会計区分		補正前	補正額	補正後	
一	一般会計	149,033,412	329,255	149,362,667	
特別会計	港湾事業	2,810,237		2,810,237	
	国民健康保険事業	27,930,067		27,930,067	
	自転車競走事業	32,358,827		32,358,827	
	奨学資金	20,275		20,275	
	地方卸売市場事業	481,000		481,000	
	介護保険事業	33,362,740		33,362,740	
	発電事業	4,500		4,500	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	129,171		129,171	
	後期高齢者医療事業	4,690,105		4,690,105	
		小計	101,786,922		101,786,922
企業会計	水道事業	収入	6,695,728		6,695,728
		支出	8,214,548		8,214,548
	公共下水道事業	収入	11,361,314		11,361,314
		支出	12,843,966		12,843,966
	交通事業	収入	1,931,055		1,931,055
	支出	2,340,085		2,340,085	
病院事業	収入	25,925,986		25,925,986	
	支出	26,225,639		26,225,639	
	小計	収入	45,914,083		45,914,083
		支出	49,624,238		49,624,238
合計		収入	296,734,417	329,255	297,063,672
		支出	300,444,572	329,255	300,773,827

3 令和5(2023)年度一般会計補正予算の内訳

【一般会計】

(単位:千円)

款	補正前	補正額	補正後	補正額の内訳
教育費	8,173,641	329,255	8,502,896	・冷房設備等整備事業費(小・中・高・幼) 329,255
その他	140,859,771		140,859,771	
歳出合計	149,033,412	329,255	149,362,667	
財源				
繰入金	3,442,842	329,255	3,772,097	・財政調整基金繰入金増(2,058,437 → 2,387,692) 329,255
その他	145,590,570		145,590,570	
歳入合計	149,033,412	329,255	149,362,667	

【一般会計・その他】

(単位:千円)

【債務負担行為・追加】 ・冷房機器購入費(スポットクーラー2,122台, 窓設置型エアコン457台) 期間 令和5(2023)年度から 限度額 265,227 令和6(2024)年度まで

4 令和5(2023)年度一般会計補正予算の内容

(単位:千円)

科目・内容	事業費	財源内訳	
		特定財源	一般財源
[教育費・学校管理費(小・中・高), 幼稚園費] 【教育委員会】 1 冷房設備等整備事業費 常設タイプエアコンが稼働するまでの当面の対策として, 市立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・幼稚園の普通教室等に スポットクーラー等を整備 既決予算額 0 → 329,255	329,255		329,255
		[債務負担行為・追加] ・期間: 令和5(2023)年度から 令和6(2024)年度まで ・限度額: 265,227千円	
合計	329,255		329,255
[歳入(一般財源)] 【財務部】 2 財政調整基金繰入金 (2,058,437 → 2,387,692)		329,255	▲ 329,255

5 弾力条項適用の報告について

(令和5(2023)年度函館市自転車競走事業特別会計)

令和5(2023)年度函館市自転車競走事業特別会計において、車券発売代金の増加により、業務の遂行に直接必要な経費に不足を生じたため、次の経費の使用について令和5年10月12日地方自治法第218条第4項の規定による弾力条項を適用したので報告します。

[歳入]

(単位：千円)

科目	弾力条項 適用額に係る 財源充当額	説明	
車券発売代金	1,200,000	函館地区増	19,754
		電話投票減	△ 54,491
		重勝式投票減	△ 14,811
		臨時場外増	1,249,548

[歳出]

(単位：千円)

科目	弾力条項 適用額	説明	特定財源
開催費	1,200,000	函館競輪開催関係経費増	1,200,000
		開催業務等委託料(債務負担行為分)増	40,960
		臨時場外車券売場開設経費増	230,222
		競輪振興法人交付金増	29,965
		払戻金増	898,853

6 専決処分の報告について（訴えの提起について）

[母子福祉資金等貸付金返還請求事件]

(1) 専決処分の内容

市が支払督促の申立てを行った母子福祉資金等貸付金返還請求事件について、債務者から督促異議の申立てがあったことから、次のとおり訴えの提起を令和5年10月30日地方自治法第180条第1項の規定により専決をしたので報告する。

ア 被告 住所 ****

氏名 **** (債務者)

イ 請求額 1,245,000円

ウ 申立費用 7,983円

エ 支払督促申立日 令和5年2月6日 (※)

オ 督促異議の申立日 令和5年10月18日

カ 訴えの提起の専決処分の日 令和5年10月30日

※注 民事訴訟法第395条の規定により、支払督促に督促異議の申立てがあった場合、支払督促の申立ての日に訴えの提起があったものとみなされることとなる。

(2) 管轄裁判所

函館簡易裁判所

(3) 専決処分の報告

地方自治法第180条第2項の規定により、令和5年第3回市議会臨時会に専決処分をした旨の報告をする。